

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第二条第四号の規定に基づき業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官が定める件（平成十四年金融庁告示第五十九号）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第二条第九号</u>の規定に基づき、業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官が定める事項を次のように定める。</p> <p>法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）<u>第二条第四号</u>の規定に基づき、業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合として金融庁長官が定める事項を次のように定める。</p> <p>法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理</p>